高校阿部野新聞

発行所
大阪市阿倍野区阪南町
大阪府立
阿部野高等学校新聞部
編集兼発行人
宇野正敏

自治会会則改正案

職員会議通過か

既報―五月一日野田自治会顧問より再修正が要求されて以来現在まで二ケ月半にわたつて修正が加えられた会則改正原案は、七月四日最後的修正を加えられ、ついに今日職員会議と全校生徒による全校投票とによつて承認を得ることとなつた。

七月四日今学期最後の議会第三回緊急議会が開かれ、自治会執行委の手によつて成つた執行委修正案の再審議となつた。三時間にわたつて審議が続けられ、議長、総会の頃の修正を中心にその他諸点に修正が加えられた。こうして再三修正を加えられた改正原案は、直ちに自治会顧問より職員会議に通じられる筈だつたのが、都合によつて九日の職員会議は流会となつた。従つて十二日（土）学期末考査最終日に執行委の手で行われる予定だつた全校投票も出来ず、その翌日より休暇になつたため、まる一週間がブランクとなつた。そして今日一学期の最後の日となつて職員会議と全校投票が同時におこなわれるが、いづれも通るもようである。そしてこの会則改正案の発効は、全校承認と直ちに発効され、来学期より適用されるようである。ところでここに疑問の点が残されているのは、もしも職員会議において修正案が再び否決されると同時に行われる全校投票は何の意義もないようになる。ここに不審の点が残されている。

ところで、この再修正を要求された会則改正原案の作成者であるところの昨年度卒業生の一部により結成された会則改正委員の人々の意見はどうだろう。当時の米尾会長、また渋谷和一さん等と共にこの改正案作成に直接携わつた沢田洋さんから当新聞部によせられた文をここに掲げてみる。

去る二月苦心に苦心を重ねてようやく改正の域に達した自治会々則がその苦心も水の泡となつて又々後もどりの状態で発効されようとしている。我々の苦心した会則が職員会に於て四月一日の発効を拒否され修正を加えられたと知つた時私はいかりと悲しさを禁ずる事が出来なかつた。我々の作り上げた会則が先生方から見ればあやふげな物であつたではあろうが、どうしてそれを我々の会議の席上でアドバイザーとして出席されていたはずの教員顧問が教えて下さらなかつたのであろうか、「その様な事をすれば……の恐れがありますよ」「それは間違いです。……するのが本当ではないですか」と教えて下されば我々も後で職員会で修正されるような会則は作らなかつたであろう。ところが非常に重大なる会則審議の議会に顧問の出席された日は何日あつたであろう。ほとんど出席されなかたのが実状ではなかつであろうか、又職員会で審議された時それの説明をされたのは議会に一度も顔を見せられた事のない、即ち会則改正の趣旨を全然知られない換えられたばかりの顧問先生であるとは。このような事の為に生じた盲点が今度の改正案にあらわれている事を私は指摘したい。第六章役員の第三十一条〝役員の辞任及び解任は会員の二分の一以上の承認を必要とする〟この項に於て次の事を考えられたい。一クラス議員又は学年代表の辞任解任に際しても自治会々員の二分の一以上の承認を要するのか、このような事から我々は会員を選挙人に改めたのである。所がそれを知らない人の説明で又々逆もどりとは……。又第二十三条で執行委には各部会の部長が入れられていない。真実に自治会行事を執行するのは運動部長ではないだろうか。又文化部長ではないだろうか。私はこゝでうつ憤をはらしているのではない。阿部高自治会、ひいては学校全体を案じるが故に叫ぶのだ。大学入学の事ばかりを考え、外聞ばかりを気にしている方々よ、もう少し生徒の心を知つていただきたい。明朗で立派な学園を作り上げる為に。

この会則改正の問題を関係者以外の人々がどのように眺めていられるのだろうか。発効遅れること一学期間、不審な目で見ている人もあることだろう。巷にマイクを向けて彼等達の意見を聞いて見る。

某二年男子
今度の会則改正にしたつて、前の図書館問題にしたつて、風紀取締方針にしたつて、学校は生徒の意志を無視しすぎる。教育方針などはわからんが生徒に関することなら一度位は相談してくれても良さそうだ。全くうちの学校も元に戻つてしまつた。

某二年女子
発効が一学期も遅れたのは、完全に執行委員会の団結性や、機敏性がないからでしょう。顧問の先生に頭を押えられているのかどうか知りませんが、すに、そのまゝ無に思います。に発効が遅れた思います。

論説

本紙別稿のごとく図書部問題にひき続いてクローズアップされた会則改正の問題は、ついにきよう職員会議に於ける決定と全校投票が行われ、いづれも通過するもようである。ところでもう一度この問題を振り返つて見ると、本紙既報のごとく去る五月三十一日に議長、総会の項が再修正を要求され、執行委は直ちに修正案の作成にのり出したが、はかどらず、やつと七月に入つてから出来上つたそこで七月四日の第三回緊急議会において延々三時間にわたつてこれが再審議され、都合三度修正が加えられた。そして九日に職員会議が行われ、十二日に全校投票が行われる予定だつたのが、これが行われず、一学期の最後の日になつて、両方同時に行われる予定となつたのである。発効が遅れること一学期間、原因は全くの会員の自治会に対する無関心さ、執行委の義務遂行怠慢、学校職員会議の生徒の意見の無視でなくてなんであろう。自治熱の低調さから抜け出させるのは執行委の大切な役割ではなかろうか。

三十周年、この記念すべき年に当つて自治会を左右するのも執行委の腕一本にかゝつている。執行委の責任は大なのである。こういう言葉は既に何度も説いた。しかし一向に反応が現われない。自治というものゝ本当の目的を達するためには、いろいろと困難もあろう。そしてこの自治が、乱されるのは外部からの権力による圧迫である。学園自治が学校の方針のもとに動かされて行くようになれば、これは生徒会の名をとどめても自治会ではなくなる。此度の会則改正問題の職員会議における否決、これは生徒の総意の無視蹂躙でなくて何であろうか。時代の波に乗つた学校というものの姿の一鱗でないと誰がいゝ切れよう。我らの自治、私達の自治、これを守り通すには、現在の社会情勢から考えると大いなる困難が横たわる。しかし負けてはならない時の流れに押し流されてはいけない。権力の前にはひざまづいてはいけない。我々はすでに一度目を覚まされているのだ。一度真の自由は学園の自治は何処に存在するかということを認識した筈だ。〝多くの人間を一時的にだますことは出来る。しかし永久にこれをだますことは出来ない〟私達は一度認識した。しかし我々は再認識する必要にせまられている。阿部野高等学校自治会の将来へのために再認識の必要がある。自治会員よ、執行委の人々よ、我々の自治会は、我々の手で盛り上げ、守つて行こうではないか。

針

いよいよ本格的なうだゝなつて来た▼楽しい休暇中のプンを立てて今から楽しみにしている人達も多かろう▲しかし、内外情勢とみにユウウツさを加えつつある快ろ良いニュースは今日から始まつたオリンピック大会、紺碧の大空に、かの「大日章旗」が久方振りに、全く久方振りに、ひるがえるのも、我々の胸を打つに充分なものがあろう▼今や、スポーツを通じて、日本が初めて国際社会に復帰出来た事を痛感させられる▼さて本校自治会会則改正案が、これも何年振りかで成立する見込がついた少なくとも喜ぶべきだこれも全自治会員の熱心な努力が実を結んだのであろう……か▼出来たからには守つて欲しい、欲に云う会則違反は、現在では大つぴらだ、選良自身が会則を知らぬらしい▼又その違反を知らぬ人の如何に多きことか▼会則改正成立と共に、これが真の意味の「学園自治」のために一大転機とならんことを願うものだ▼しかし各役員の労苦察するに余りある、何しろ学校管業法に背いてはいけないのだから▼日共創立三十周年とは妙な連想が頭をかすめる▼ともあれこの夏休み、慎重に時潮の流れを研究されては？

大阪府立阿部野高等學校
自治會會則改正案

第一章　名　稱

第一条　本会は大阪府立阿部野高等学校自治会と称する。

第二章　目　的

第二条　本会の目的は民主的な考え方に習熟し、学校・PTAと協力して幸福な学校を作るにある。生徒間の諸問題に対し積極的に批判を加え、且つ校長並びに教職員に生徒の意志を伝え、またクラブ活動を通じて会員相互の親睦を計る。

第三章　会　員

第三条　本会会員は本校生徒よりなり教職員は準会員とする。

第四条　本会会員は、会費納入の義務を負い、等しく自治会に関する参政権を有する。

第五条　本会準会員は選挙権及び役員就任の権利はない。

第六条　本会々員は等しくクラブ活動に参加する権利を有する。

第四章　議　会

第七条　本会の最高決議機関は議会であつて、議会は議長、副議長、議員より成り、執行委員、教員顧問もこれに出席する。

第八条　二週間に一回の定例議会を開く。なお必要に応じて緊急議会を開くことができる。

第九条　議員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

第十条　議長は会長がこれにあたり、会長が事故あるときは副会長その他の執行委員が会長の職務を代行する。

会長が議事進行上、必要と認めるときは臨時に議長の職務を議員に委任することができる。

第十一条　議会の議長は、議会を主宰し、且つ議会を代表する。議長は、議会開催中終始厳然たる中立を保たねばならない。賛否が同数の場合はその決定権は会長が有する。

第十二条　議長が議事進行上、必要と認めた場合、一部会員の出席又は退席を命ずることができる。

準会員に対しても必要ある場合に出席を求めることができる。

第十三条　会員及び準会員の議会傍聴は自由であるが、その他の傍聴者は議会の表決により認められる。

第十四条　議会における緊急動議は、一般動議より優先とする。

第十五条　議会が、議会の解散を決議し、会長が議会の解散を決意した場合、議会はその後一週間以内に事務を整理し、議会を解散しなければならない。

第十六条　必要あるときは議会の決議を経て懇談会を開くことができる。

懇談会は校長、教職員二名、自治会顧問、自治会々長及び議会において選ばれた生徒四名より成る。

第五章　執行委員会

第十七条　本会の行政執行に関する権利及び義務は執行委員会にあり、執行委員会は行政執行について連帯して責任を負う。

第十八条　執行委員会は執行委員より成り、教員顧問もこれに出席することができる。但し教員顧問は発言権はあるが議決権は有しない。

第十九条　執行委員会は毎週一度の定例執行委員会を開き、なお必要に応じて緊急執行委員会を開くことができる。

第二十条　定例、緊急を問わず執行委員会は定員の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

第二十一条　執行委員会の議長は原則として会長がこれを兼ね、賛否が同数の場合この決定権を有する。

第二十二条　執行委員会に於いて必要と認めた場合、会員を出席させることができる。

第二十三条　執行委員会は毎月一度自治会に関する諸帳簿を検閲する。

第六章　役　員

第二十四条　本会々員より選出される会長、副会長、書記、会計各一名、各学年より選出される学年代表男女各一名が執行委員となり執行委員会に出席する。

議会により選出される自治会各部々長は必要に応じて執行委員会に出席することができる。

第二十五条　会長は自治会を代表する。

第二十六条　副会長は会長事故ある場合にこれに代る。なお副会長は連絡会の議長となる。

第二十七条　書記は左の事項につき完全正確な記録を採り、且つこれを全会員に発表する。

(イ) 会則改正
(ロ) 役員簿
(ハ) 議会並びに執行委員会の記録
(ニ) 役員、委員の報告
(ホ) 書記に関する諸帳簿

第二十八条　会計は会費の受納、預入れ並びに諸帳簿の整理及び保管、支払等諸事務を行い、各期末には会計報告を行う。

各年度前期会計は予算会議を主宰し、本部予算並びにクラブ予算を議会に提出する。また会計は会計部の部長となる。

第二十九条　議員は各級毎に原則として男女各一名計二名選出される。

議員は議会に出席し、各一票の議決権を有し、選出せられたる級の意見を議会に知らせるとともに、それぞれの級に議会報告をする。

第三十条　役員の任期は前期、後期二期制とし、前期を四月より九月まで、後期を十月より三月までと定める。

第三十一条　議会は各期末にあたり、次期の選挙管理委員会を結成しなければならない。

選挙管理委員会は、選挙に関する一切の事務を行う。選挙に関する細則については本会選挙規則によりこれを定める。

第三十二条　役員の辞任及び解任は会員の二分の一以上の承認を必要とする。

第三十三条　辞任、解任その他の理由により執行委員に欠員の生じた場合は他の執行委員がこれを代行する。

第七章　自治会部会

第三十四条　議会は左記の如く部会を設け、それぞれ長を置き、会長、書記を除く全役員はそのいずれかに所属せねばならない。各部会の定員は各期適当に選考する。

A　会計部会計に関する事務を行う。

B　文化部文化的諸問題の善導にあたる。

C　運動部一般体育並びに運動に関することを管理する。

D　厚生部生徒の福祉厚生問題を司る。

E　集会部生徒集会を主催し、集会が円滑に行われるよう計画、連絡、指導する。

F　風紀部生徒の風紀に関する諸問題を管理する。

第八章　生徒集会

第三十五条　生徒集会は集会部と執行委員とによつて運営される。

第三十六条　一月に一回の定例集会を開き、必要に応じては臨時集会を開くことができる。

第三十七条　特別集会として会長が必要と認めた場合に議会の補助参考機関として生徒集会を開くことができる。

第九章　学級部会

第三十八条　各学級においても会計・文化・運動・厚生・集会・風紀の各部に対して、学級委員を原則として男女各二名を選挙し、これら委員はそれぞれの部の活動に関し、各級の議員より報告をうける。

第十章　クラブ

第三十九条　自治会はその目的遂行のため、文化、運動いずれかに属するクラブを置く。なお必要に応じて特別クラブを置くことができる。

第四十条　クラブは五人以上の同好者を有し、予め三ケ月間正式に自治会に届け出た同好会として、活動して来たもので、議会において承認されれば成立する。

第四十一条　各クラブは予算会議にその代表者を送り、その活動に要する経費を自治会に請求できる。

第四十二条　各クラブは代表者を連絡会に送る。副会長は議会における議事を説明し、各プログラムを円滑に進めるためにその活動、行事を調整する。

第四十三条　各クラブはそれぞれ一名以上のクラブ教員顧問をおく。

第十一章　財　政

第四十四条　自治会の予算及び決算は議会の承認を経ることを要する。

第四十五条　自治会の収入は、会費、寄附その他による。

第四十六条　自治会の支出は、支出所定の手続を経た場合、会計により支出される。

第四十七条　その他自治会財政に関する細則は本会々計規則によりこれを定める。

第十二章　教員顧問及び各部相談役

第四十八条　本会は教員中より選出された男女各一名の教員顧問を置く。教員顧問は本会の目的遂行に要するアドバイスを行う。

第四十九条　本会は自治会部会に各一名の教員相談役を置く。教員相談役は各部の事務を助ける。

第十三章　最高拒否権

第五十条　自治会に関する議決に対する拒否権は校長にある。

第十四章　解　散

第五十一条　本会の解散は集会でこれを審議した後、全会員の投票により決定する。但し会員の四分の三以上の賛成を必要とする。

第十五章　改　正

第五十二条　本会々則の改正については改正案は会員は執行委員会並びに議会に改正意見を提出することができる。

第五十三条　改正案が議会により承認されたときは、会員の三分の二以上の賛成を経て改正が行われる。

附　則

本会則は昭和二十七年七月十九日より実施する。